

不動産取得税に係る登記情報の電子データの提供について（補足説明）

令和元年 8 月 1 9 日
千 葉 県

1 基本ルートについて

(1) 登記所と市町村

- 電子データの提供については、平成 18 年 3 月の電子媒体提供に係る通知（平成 18 年 3 月 31 日付け総税固第 23 号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び令和 2 年 1 月のオンライン化に係る通知（平成 31 年 4 月 26 日付け総税固第 31 号総務省自治税務局固定資産税課長通知）の 2 つの通知が発出されている。
- いずれの通知とも、登記所から市町村への電子データ提供の前提として、両者の協議が条件とされているが、ここで留意すべきは、市町村の「税基幹システム」がデータを活用できるものとなり、市町村が電子データを必要とする状況が生じない限り、市町村が登記所に対してデータ提供の協議を行うことはないという点である。
- つまり、今回のシステム更改により法務省がオンライン化の環境を整えても、市町村が電子データを活用できる「税基幹システム」を開発等しない限り、市町村にとって「オンライン化に必要なシステム対応」及び「データ提供に向けた登記所との協議」を行う動機がないことから、前提となる協議がそもそも整わない以上、結果として都道府県によるデータ取得は実現しない。

[電子データ提供に係る 2 通知比較]

	提供開始	データ媒体	事前協議	目的外使用
電子媒体	H18.3～	USB メモリー	必要	不可
オンライン化	R2.1～	LGWAN 回線	必要	不可

○市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について
（平成 31 年 4 月 26 日付け総税固第 31 号総務省自治税務局固定資産税課長通知）
《抜粋》

1 登記済通知等のオンライン化

(2) 運用開始時期等

オンライン化は、法務省の登記情報システムの公開が行われる平成 32 年 1 月から可能となる予定である。市町村は管轄登記所と協議の上、必要な準備が整った段階でオンラインによる受渡しを行うこととし、それまでの間は紙媒体又は USB メモリによる受渡しを行うことが可能である。

別紙 1（平成 31 年 4 月 26 日付け法務省民二第 301 号法務省民事局民事第二課長通知）

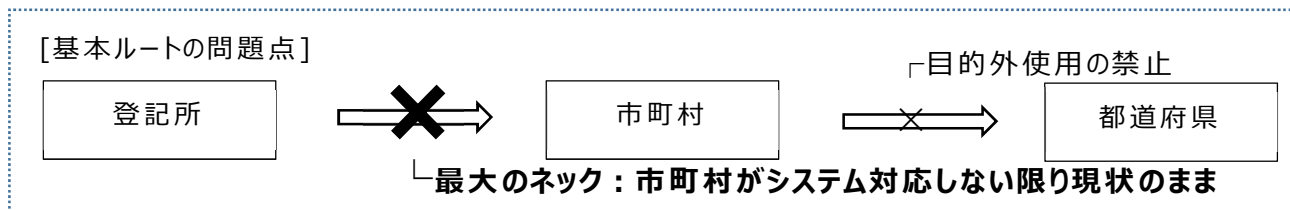
1 税通のオンライン化

(2) 運用開始時期

税通のオンライン化は、登記情報システムの更改が行われる 2020 年 1 月から可能となる予定であるが、オンラインによる通知は、市町村においてオンライン化に必要なシステム対応が調い次第、開始することで差し支えない。

(2) 市町村と都道府県

- 平成 18 年 3 月の電子媒体提供に係る通知により、市町村に目的外使用を禁じている。



2 本県提案の補足について

市町村が電子データをシステム利用できる環境を整えない限り都道府県へのデータ提供が困難な状況においては、規定の整備等により都道府県が登録所から直接データ入手できることが、提案実現における最良の手段と考える。

現在、地方税法 20 条の 11 に基づき USB メモリーで都道府県にデータを受け渡す補完ルートも検討いただいているところであるが、登録所の事務負担やセキュリティ上の問題点等を考慮すると、オンライン環境で全都道府県に固有の ID とパスワードを付与することにより、都道府県が L G W A N 回線を通じて直接データ提供を受けられる手法についても御検討いただきたい。

